### 協力会社各位

## 支払条件基準の改定について

弊社の建築工事においては、これまで改修工事メインの施工を行っていました。しかし近年においては新築工事やリノベーション等の大型工事受注も増えてきました。これまでのすべて現金支払いを改め、新支払い基準にて運用することとしました。

#### 支払い条件変更の適用は以下とします。

- ① 改修工事については、現行通り「現金支払い」とする。
- ② 新築工事及びリノベーション工事において、工種別に協力会社を選定する場合に適用する。
- ③ ②において工種別の工事金額が300万円以下の場合は「現金支払い」とする。

手形支払いの基本的な考え方として、「作業所での労務費相当分は、現金払い」とし「材料費及び製品代相当分については手形支払い」とし、支払い条件(表-1)・工種別支払基準(表-2)の通りとしますので、ご了承・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

#### 運用開始については下記とします。

- 大阪支店: 2021年12月1日契約分からとする。
- 本社、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、広島支店、九州支店
  - : 2022 年 4 月 1 日契約分からとする。

#### 支払条件(表-1)

	支払記号	現金比率%	手形比率%	備考	
支払条件	A	100	0		
	В	70	30	*手形サイトは支払日起算60日以内	
	С	50	50	*出来高支払いは、	
	D	30	70	毎月月末締め翌月末日払いとする	
	E	0	100		

# 工種別支払い基準(表-2)

工事種目	支払基準	工事種目	支払基準	工事種目	支払基準
農工・土工	Α	防水	С	外構、運動場	С
機械土工	Α	石	D	造園・植栽	С
杭地業	場所打 C 既製杭 D	タイル	С	衛生•空調	D
コンクリートホ゜ソフ゜エ	- A	木	C	電気	D
型枠	Α	屋根	С	昇降機	D
鉄筋加工組立	Α	金属	С	厨房機器他設備	D
鉄 骨	D	左官	Α	木材・鋼材	Е
組積	С	木製建具·造作	С	セメント・生コンクリート	E
ALC、押出セメント板	D	金属製建具	D	材料納入	E
プ゚レキャストコンクリート	D	ガラス	С	その他一般小口払	А
4.		塗 装	Α	解体工事	Α
-		内装	С	住宅設備機器	D
,		雑工事	С	立体駐車場工事	D